

各委員からの提案資料

広島大学旧理学部1号館の保存・活用について

桐木建始
(広島女学院大学)

(基本的な考え方)

旧理学部1号館が被爆建物であること、広島大学東千田キャンパスのシンボルであったことをふまえて、その景観（イメージ）を残しつつ、広島市にふさわしい“知の継承エリア”として利用価値の高い建物に再生させる。

1. 建物の保存について

全館を復元し保存することは、コスト面においても、新たな目的のために活用する上でも適切とはいえない。また、一部を残して復元・保存する場合でも、復元部分は旧館の構造的な制約を受けざるを得ないので、後の活用のために機能させるには十分とはいえないだろう。

そこで、旧理学部の景観を残しつつ利用価値の高い建物に再生するためには、建物正面のタイル部分のみを修復・復元し、残りの部分は解体した後に、活用目的に見合った設計に基づいて新築することが、コスト面・機能面からみて最も合理的だと考える。

2. 建物の活用について

広島市は、被爆地ヒロシマとして、また平和都市（世界平和の象徴）として全世界から認識されている。被爆建物である旧理学部のエリアを“知の継承”として位置づけるのであれば、被爆を継承した「平和づくり」の活動拠点として活用することがふさわしいのではないかと考える。

その際に、平和都市に居住し平和に対する意識の高い広島市民が集い、交流することで、原爆の問題にとどまらず、あらゆる面での「平和」を考え、実践していくことのできる場となることが望ましい。例えば、小学生から中学・高校・大学生、一般市民が集まり、日常的なレベルから「平和」への課題を設定し、アクティブ・ラーニングを通じて平和づくりを実践していく活動を行う。そして、これらを積み重ねていけば、広島市が「被爆を継承し平和を希求する都市」としての役割を一層強めることができると考える。

3. 活用に際しての留意点

- ・ 広島大学未来創生センターの機能（大学生の教養教育、大学間・産業界・自治体等との連携による教育・研究プロジェクト）との棲み分け
- ・ 広島平和研究所との連携

第3回広島大学旧理学部1号館の保存・活用に関する懇談会(平成28年9月1日)
広島商工会議所としての意見

- ・ 前回の懇談会では、主に、「若者、学生が集う場所」、「幅広い世代の人が交流できるコミュニティスペース」として活用してはどうかという意見があったと聴いている。
- ・ また、「平和や核兵器廃絶への思いを共有していける活用としてほしい」という意見があったと聴いている。
- ・ いずれの提案も共感できるものではあるが、地域経済の活性化という観点から見ると、「若者、学生が集う」という点に重きを置いていただきたいと考えている。
- ・ 地域の大学が連携し、広島にしかできないような、平和に関する教育・研究を行う拠点にすれば、保存・活用の基本的なコンセプトにも非常に適合していると思う。また、併せて、平和に関する図書などを置いて、市民が利用することも考えられる。
- ・ 大学の教育・研究のメニューの一つに、幅広い世代の人たち、地域との交流を組み入れていただければ、より一層、地域の活性化が期待できる。
- ・ 保存については、旧理学部1号館が被爆建物であること、相当な費用が掛かることなどを総合的に考慮すると、建物を部分的に保存するにしろ、外壁のみの保存とするにしろ、建物の象徴的な箇所である正面部分を保存することとすればよいのではないかと考える。

以上

提案書

20160901 保存懇世話人（石丸紀興）

<広島（歴史・文化・芸術・知の拠点）センター(仮称)>

基本的なコンセプト

被爆建物であることを考慮し、また、広島の中での存在位置を考慮するとき、広島における歴史・文化・芸術に関してある独特の視点のもとでの展示、発表、作成、研究を進め、見学や体験、そして交流が可能な場とし、あわせて必要な情報の蓄積と発信をおこなう場とする。可能な限り全面的な保存再生を迫るべきであるが、新たな機能的な展開のために、思い切った増改築も視野に入れるものとする。

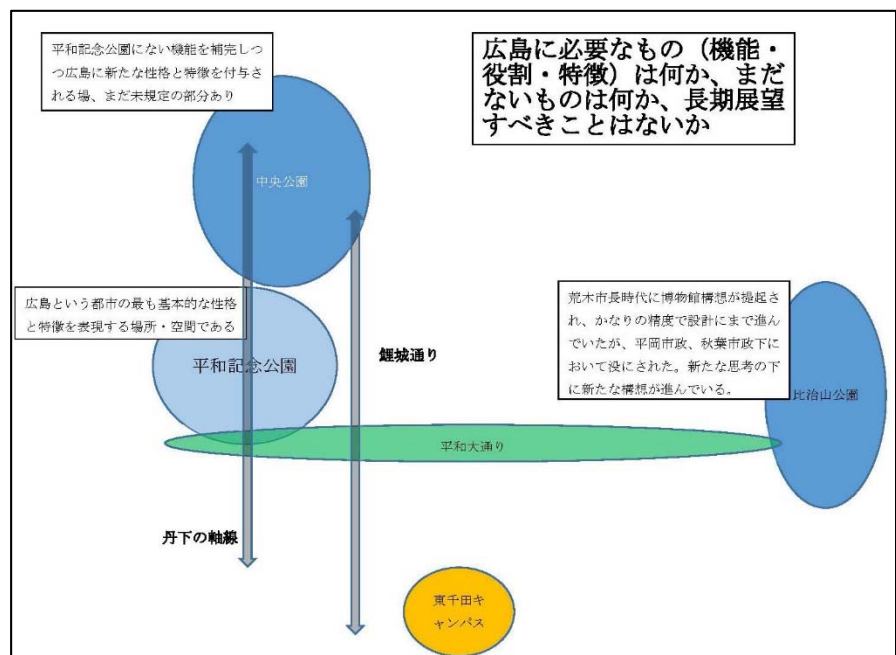
ここでは特定の単一の入り口から入場し(多くの場合入場券を購入して)、ルートに従って見学し、出ていくというような単館形式の機能を満たす場というのではなく、様々な企画をもとにしたプレゼンがあり、またその場に市民・関心のあつた人の参加が、ワークがあり、そこからさまざまな仕掛けが展開されるような場を作り上げることである。建物内に展示・プレゼン部分があり、それらも有料部分や無料部分があり、参加してワーキングできる部分あり、企画を持ち込んで展開できる部分あり、というように、かなり多様な対応が可能という施設とする。さらに広島に関連した書籍やグッズを販売している部分(図書館ではそれができない)あり、という具合でかなりの多様な要求にも対応する施設とするのである。

とはいえ、単純に複合的であればよいというのではなく、被爆して今まで持ち込めてきた建物の特徴を生かして、その歴史性、文化性をよりどころに、さらに発展的に展開するための、重要な拠点として位置づけるのである。

東千田町などあまりに地域的な施設に特化させるということや、博物館や美術館といった単一機能の箱モノにするということでは、現代的な要求に応えられず、広島からの発信という役割を果たしきれないであろう。

広島の中での位置的な意味

広島には平和記念公園があり、その北側に中央公園が広がっている。また比治山という今後新たな展開が可能な場所がある。これらは、丹下の軸線と、平和大通りという極めてイメージ性の高いシンボル空間で結ばれている。これらの既存ストックに対して東千田キャンパスは、鯉城通りという今



後イメージ性を高めることができる幹線で結ばれ、ネットワーク構成が可能である。こういった位置を生かし、かつ相互に補完し、高めあう全体構成を構想することが必要であろう。今後被爆 100 周年記念事業の展開も当然考慮しておく必要がある。

いずれにしても広島市全体の構造として 平和記念公園の意味・役割を基本に据えて、中央公園や比治山、そしてこの東千田キャンパスのそれぞれの関係と新たな役割付けを想定する必要がある。もちろん重複しないように、かつ重要で大きな役割の欠落がないようにすべきであろう。

モデルとなる事例

今回のコンセプトは、決して無理難題ではなく、すでにいくつかの都市で実現され、運用されていることから学んでの展開である。

まず、このような事例としてパリのポンピドーセンター、金沢 21 世紀美術館があり、図書館であっても単純な図書館では仙台メディアテークがあり、決してありえない事例というわけではなく、そこではキュレーターの創意工夫があり(金沢の例、恐らくほかにも)、施設全体が複合的な機能で(ポンピドーセンターの例)、入場料の必要な展示室や入場料の必要のない展示室が混じっており(金沢の例)、市民が施設内をうろうろしているような施設であり(金沢の例)、何ものなくとも近づき、入っていけるような施設(ポンピドー、仙台、金沢の例)で、かといって乱雑・煩雑に紛れるのではなく、しっかりと地に足の着いた根付いたテーマが中心据えられているという施設・空間・装置とする。

さらに、構造的な改修事例の意味を込めて、京都芸術センターが挙げられる。これは、昭和 6 年に当時最先端の鉄骨構造で建設された明倫小学校を、平成 6 年閉校し、趣のある講堂や格天井の大広間、階段手すりや外壁の装飾、丸窓などを残して京都芸術センターとして改修したのである。すなわち学校であったことの雰囲気を生かし、今も学び、創造し、憩う場所として機能させているというのである。2000 年 4 月京都市における総合的な芸術振興を目的として、開設され、展覧会や茶会、伝統芸能、音楽、演劇、ダンスなど、今までの枠にとらわれない分野での制作活動、発表、情報収集、発信、交流等を進めている。このような機能が、建物を建て替えることなく、展開できていることが大きな特徴である。

とはいえずすでに存在している事例をそのままねる必要はなく、同じ機能のものをそっくり採用する必要もなく、広島の場合ということで参考にしながら異なる視点で扱うことが必要となろう。

参考:妹島和世+西沢立衛(SANAA)設計で、本体工事工期 2002 年 3 月～2004 年 6 月、美術館外構工事 2003 年 6 月～2004 年 9 月という金沢 21 世紀美術館。これは公園のような建物で、カフェやシアターを展示室やホワイエと混ぜることによって建築の中に市民が気楽に訪れることができる公共空間を作っている。いろんな人がなんとなくきて休憩して、関係ない人と出会う、建築的には有料の美術館ゾーンと無料の交流ゾーンを一つに考えている。

改めて具体的な機能展開

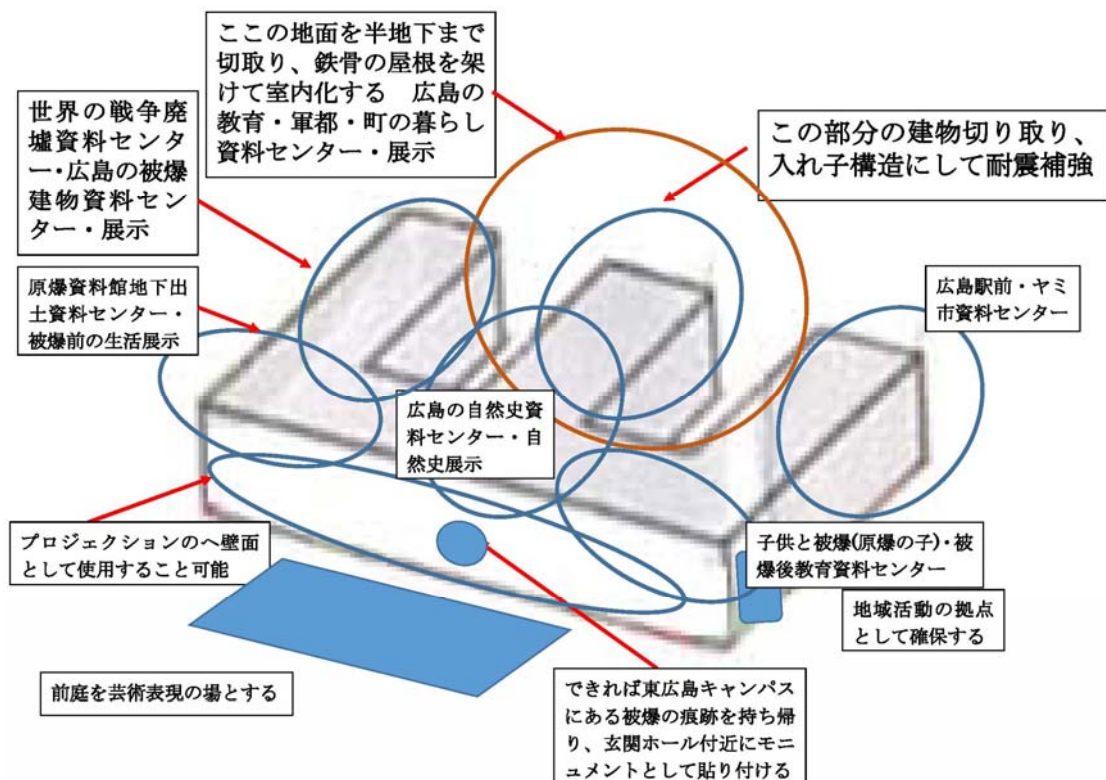
今回の旧理学部 1 号館の中心的なテーマとしては

- ① 学都であったことの展示や証拠を残すこと
- ② 軍都であったことの展示や証拠を残すこと

- ③ 被爆したことを空間的にも装置的にも証拠を残すこと
- ④ 特に長田新編著「原爆の子」に関連した施設であることから、原爆・被爆と子供、原爆・被爆と教育という視点での新たな取り組みによってプレゼンや資料収集する場であること
- ⑤ 新たな機能を意欲的に導入すること
- ⑥ 平和記念資料館等が果たしきれていない機能を補完すること、平和記念資料館、郷土資料館その他で扱っていないような広島・歴史・被爆・郷土について焦点を当てて展示その他を展開すること 例えば室内化された大空間で、昭和初期における広島県産業奨励館とその周辺（元安橋、大正屋呉服店）等の復元
- ⑦ 歴史とのつながりを示すこと
- ⑧ 世界になにか発信できるものであること
- ⑨ 東千田町付近等に支えられて成立してきた施設であり、地域との関わりを記録し、プレゼンし、かつ地域活動の拠点となるような工夫をする

なお、これらの機能は当初このセンターで構想が温められ、開始され、充実されて、さらに発展させるために別の場所に独立していく過程を担うことも可能である。

とりあえず模式的に建物に入れ込むと以下のようなダイアグラムの提案となる(未完)。



特に構造問題（耐震性の確保、劣化防止等）と土壤汚染問題及びバリアフリー化

構造問題は極めて難解なところがあるが、基本的な条件として以下のことを掲げておこう。

欧米では歴史的建築物の改修において、新築時に適用されると同じ基準を適用するのではなく、異なる方法や基準によるとされている。

日本でも建築基準法第3条の規定を上手く運用すれば、ある程度の効果を上げることができるようになったので、このことを中心に模索していく。

被爆建物のような歴史的な建物を使い続けていくためには、現行の基準を満たそうとすると歴史的な価値を失ってしまう恐れでてくるので、以前から、広島市として特別の努力の必要なことを力説してきた（4, 5 年前から、平和推進課を通して）。

日本で試行錯誤されているのが、法的な対応として建築基準法第3条の規定を戦略的に適用することである。平成28年3月31日国交省より技術的助言として、既存ストックの有効活用の観点から用途転用の円滑化が示された。しかし、「登録有形文化財」や「登録有形文化財には指定されていないが歴史的な街並みや門前町等でその町固有の風景を形成していると思われる建築群」及び「まちのシンボリックな建築や市民の記憶にとどめられる建築物」については、監理や運用などソフト面と合わせた、より一層の緩和が求められている。

いわゆる既存不適格建築物を使い続けるために遭遇する法的な課題があり、建築基準法第87条の7において、既存の建築物に対する制限の緩和が用意されている。しかし、その緩和は一定の範囲内の増改築に限られているので効果が薄い。そこでもう一つの枠組みが、既存不適格建築物を使い続けていくために確立・導入された。それが、建築基準法第3条1項3号の規定を活用した「建築基準法の適用除外」とそれらの安全性の維持・向上を図る措置を定める「保存活用計画(条例)」(その他条例)という方策である。

といってもどんな建築物でもこの適用除外が可能ではない。適用除外は、文化財保護法の重要文化財等、当然に適用除外となる場合(同項1号)と特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定することによって初めて適用除外となる場合(同項3号)である。

既存不適格建築物 ≠ 違反建築物

改変するにあたっては改築等該当する行為は建築確認を得て不適合部分をすべて現行基準に適合させることを原則とする

適用除外 → 重要文化財等

↓
建築審査会の同意を得て
特定行政庁が指定

→ 文化財保護法182条2項の条例で
かかる措置が講じられている建築物
その他の条例でかかる措置が講じら
れている場合

いずれにしても従来活用よりも保護に注力されてきたが、「その他条例」によって「現状変更の規制及び保存のための措置」が講じられれば歴史的建造物の基準法適用除外が可能となるのである

「その他条例」は京都市、福岡市、横浜市、神戸市、萩市で制定され、豊岡市、氷見市、射水市、川越市で準備中であった（平成27年10月現在）。

- ・「その他条例」の問題は、それによって建築基準法の適用除外した建築物にどの程度の安全性をどのように確保するかということ

- ・適合部分を不適当にする改築等は認められない。

- ・既存不適格建築物になった部分はもはや建築基準法の新基準の規定の適用外となり、建築確認を必要とする改築等に至らないと解釈する。

- ・将来「その他条例」により指定された建築物において事故が発生した場合に、当該地方公共団体が法的責任を問われないかという点が、行政の立場からは最も関心が高いところといわれている。この種のリスクを一切排除するためには、適用除外した建築物に基準法の最新の基準の遵守を求めるといった行為に逆戻りするかということになる。

- ・このシステムを適用するためには早めに条例制定を準備しておく必要がある

事例研究 神戸市のその他条例

平成 22 年 12 月に「神戸市都市景観条例（昭和 53 年）」を改正し、神戸市が指定する景観重要建築物の現状変更に対する許可制を追加してスタート。景観形成重要建築物は、保存よりも活用に重点を置き、内観の一部や外部だけを保存すればよいので、文化財と景観形成重要建築物の両方を運用した方が多様な建築物が残っていくであろう。旧神戸生糸検査所が適用事例 まだ適用事例は少ない

注：なお、本稿は、「磯達雄編：今、ある良い建物を使い続けていくために（既存建物を使い続けていくための諸制度見直し研究会発行、2015）」を参考にした。

耐震性の確保、劣化防止

E の字型をコの字型にしてこの部分に入れ子構造的に耐震性を確保できる強力な構造体を挿入できないか（ビッグフレーム工法？）。少なくとも、内側に倒壊することを防止できるように圧縮に耐え、さらには外側に倒壊することを防止するように構造体に緊結して支え、全体としての耐震性の増大を目指す。入れ子構造は、耐震壁としてそこからキャンティレバー状の片持ち梁を旧理学部建物の床面下に差し込み、全体的に安全化する。（しいのき迎賓館：旧石川県庁の改修事例での構造計画）。この中庭的な空間を、内部化するなら、大きな空間が確保でき、そこを中二階、中三階となる床を設ければ、様々な利用が可能となる。このように、構造問題を計画的に克服してさらに画期的に飛躍できるとすれば、望ましい計画といえる

免震構造とすることは不可能ではないが、平面的に広がった全体プランでは効果が少なく、費用のみが高額化することとなり、適当ではなかろう。

スクラッチタイルは早急に落下防止の効果的方法の実験的取り組みを開始する。エポキシ樹脂注入は完璧ではないが次善の策。一度はがして再度接着させることも選択肢としてある。

土壌汚染は深刻である

はぎ取って別の場所に搬出するにしてもそのまま放置するわけにいかず、多額の処理費用が掛かる。ましてや土壌の入れ替えとして再度搬入となれば費用とともに、時間的にも長期を要し、極めて非現実となる。

とすれば、土砂搬出を前提として、そこを半地下状で使用する計画することが考えられる。半地下とするならば、その空間を有効に利用することが肝要である。

バリアフリー化

玄関付近や階段室、トイレその他において、著しくバリアーがあり、徹底したバリアフリー化が必要である。玄関付近は斜路を導入するしかないが、階差を超えるためにはエレベーターの導入することになろう。この場合、廊下との連携が必要であり、主玄関付近を改築し、現在は建物の外側になる部分に設置することになろう。（場合によっては建物一部をぶち抜き設置する方法もあるが）

国際コンペの実施、できれば事業コンペ

全く異なる発想であるが、世界に訴え、歴史的建築物保存の理念と技術を高めるために、また世界からの注目を集めるために、世界の建築家から画期的な構想を募集するという国際コンペを実施することも考えられる。そのためには、広島市側の基本的な枠組みと実施体制の整備が必要となる（アイデア頂戴的な姿勢では絶対にコンペ実施ができない）。

さらに設計者と建設（施工）業者とが組んで参加する事業コンペとして実施できれば、構造問題の解決に向けたコンペとなる可能性がある。安直にコンペ実施は避けねばならないが、まさに世界の知の結集を図ることができれば、建築物の運用、存在においても展望が開かれるかもしれない。また歴史的な建築物保存への関心も高まるであろう。

芸術センターとしての利用

プロジェクションはかつて、広島賞受賞したウディティコが投影場所を探してここを訪れたように、候補地としての条件を備えているといえよう。前庭と併せて、インスタレーション表現が可能である。

被爆痕跡の原地復帰・モニュメント化

旧理学部建物において被爆し、血痕等がついて被爆痕跡となっていた壁面を可能であれば原地復帰の形でモニュメント展示する。

